

# 奈良国際ゴルフ倶楽部利用約款

## 第1章 約款の適用

### (約款の適用)

第1条 奈良国際ゴルフ倶楽部（以下「当ゴルフ場」という）の施設（コース・ハウス等）をご利用の方は会員、非会員を問わず、快適で安全なプレーをお楽しみ頂くためのルールとして、当ゴルフ場が定める会則、細則、内規等のほか本約款に従って、ご利用頂きます。

### (利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーされる方は、当日、フロントにおいて、所定の署名簿に署名して下さい。これにより当ゴルフ場は、署名者の施設のご利用をお受けいたします。

## 第2章 施設の利用

### (プレーの予約)

第3条 プレーの申し込みは、当ゴルフ場の申込み規定に従って予約して頂きます。予約の受付が完了した後、速やかに組合せ名簿の提出をお願いいたします。なお予約者または組合せ名簿記入の氏名に偽名が使用されていた場合は、予約をお断りいたします。

### (キャンセル料、料金の支払)

第4条 予約をキャンセルした場合は、当ゴルフ場規定のキャンセル料を申し受けます。また、プレー料金等の支払は全額通貨またはクレジットカードにより当日フロントにて精算して頂きます。

### (施設利用の拒絶及び利用継続の拒絶)

第5条 次の各号の一に該当する場合、該当者及びその同伴者の施設利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りいたします。

- (1) 満員のため、スタート時間に余裕がないとき。
- (2) 非会員で会員同伴または紹介がないとき。
- (3) 天災その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
- (4) 偽名または他人名義でプレーの申込みが行われたとき。
- (5) 利用者が、暴力団、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下、「暴力団等反社会勢力」という）に属していると認められるとき。
- (6) 利用者が暴力団等反社会勢力に属する者を同伴したとき。
- (7) 利用者が属する法人において、その役員の中に暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。

- (8) 利用者が入れ墨やタトゥーをしていることが認められるとき。
- (9) 利用者に、粗野な振舞い等、他のプレーヤーに不快な思いをさせる行為やゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為があったとき。
- (10) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- (11) 当ゴルフ場にとって、望ましくない服装で来場されたとき。
- (12) 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき。
- (13) ルール・マナー及び警告を無視して、スロープレーを改めないとき。
- (14) その他本約款に違背したとき。
- (15) 第 25 条各号の禁止行為を行ったとき。

(休場日、開場時間)

第 6 条 当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の規定によりますが、事情により臨時的に変更することがあります。

(金銭及び貴重品の保管)

第 7 条 金銭やその他の貴重品の保管については、必ず貴重品ロッカーをご利用またはフロントにお預け下さい。

- (1) 貴重品ロッカーをご利用の場合、ロッカー内の収納物に関しては、自己の責任において管理して頂きます。従ってロッカー内の保管品については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(更衣ロッカーの鍵)

第 8 条 更衣ロッカーの鍵は各自保管して下さい。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当ゴルフ場は責任を負いません。

(携帯品、自動車等)

第 9 条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難・損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(宅急便の事故)

第 10 条 宅急便については、その物品の受領、保管、発送等において、当ゴルフ場はあくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合、一切の責任を負いません。

(火気使用の禁止)

第 11 条 施設内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。マッチの燃え殻、たばこの吸殻は、必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

### 第3章 プレー時の遵守事項

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第12条 ゴルフは時により、大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイス、またはセルフプレーの如何にかかわらず、全て自己の責任において、危険を防止しつつ安全なプレーを心がけて下さい。

(ティーイングエリアでの素振り)

第13条 素振りは、ティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外では行わないで下さい。プレーヤーは、みだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(飛距離の確認)

第15条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、キャディーのアドバイス、またはセルフプレーの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、打球を先行組に打ち込まないようにして下さい。

(キャディー及びフォアキャディーの合図)

第16条 キャディー及びフォアキャディーの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですから、プレーヤーはその合図があっても、自己の飛距離を自分で判断してショットして下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第17条 隣接ホールへの打ちこみは特に危険です。プレーヤーは、自己の飛距離、打球方向について適切に判断し、慎重にプレーして下さい。

(危険防止の措置)

第18条 プレー中、先行組または隣接ホール等に誤って打ち込んだ場合、当該プレーヤーまたは同伴者が大声で発する等必要な合図をし、未然に事故を防いで下さい。

(待避及び待避所)

第19条 先行組のプレーヤーが、後続組に対してプレーさせるときは、後続組が全員打ち終わるまで、待避所または安全な場所で待避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第 20 条 ホールアウト後、直ちにグリーンから退去し、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴による避難合図)

第 21 条 雷鳴などにより雷の接近が予想され避難合図があった場合、直ちにプレーを中止して待避所等安全と思われる場所に待避して下さい。乗用カートに乗車した状態での待避は大変危険です。必ず待避場所に避難して下さい。

(乗用カート、リフト、ベルトコンベアーの取り扱い)

第 22 条 乗用カート、リフト、ベルトコンベアーの取扱いは、それぞれの注意事項に従って利用して下さい。

(プレー後のクラブの確認、引渡し)

第 23 条 利用者はプレー終了後、各自クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して所定の用紙にサインして下さい。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。またバッグ引渡し後に他のプレーヤーとの間違い事故等が発生した場合は、当事者間で解決して下さい。

#### 第 4 章 施設内の禁止事項等

(施設内への持ち込み禁止物品)

第 24 条 当ゴルフ場施設内への次の物品の持ち込みは禁止いたします。

- (1) 動物等のペット類。
- (2) 著しく悪臭を放つもの。
- (3) 鉄砲、刃剣類。
- (4) 火薬、揮発油等、発火・爆発の恐れがあるもの。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) その他、危険性があると思われるもの。

(施設内での禁止行為)

第 25 条 当ゴルフ場施設内では、次の行為を禁止いたします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
- (4) アンダーシャツ、スリッパ等で歩行する等、他人に不快感を与える行為。
- (5) 写真撮影、録音等の行為（特に許可した場合は除く）。

- (6) ギャラリーを含む利用者以外の者のコース内への立入り（特に許可した場合を除く）。
- (7) 来場者またはゴルフ場スタッフに対する誹謗中傷行為。
- (8) 来場者またはゴルフ場スタッフに対する暴力行為や威嚇行為またはストーカー行為。
- (9) 痴漢・のぞき・露出等の公序良俗に反する行為。
- (10) 施設内に落書きや造作行為。

## 第5章 損害賠償等

### （違背の場合の責任）

第26条 利用者が本約款に違背して、自己に傷害等の被害を受けた場合、または第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合は、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。

### （施設に損害を与えた場合）

第27条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償して頂きます。

### （利用者以外の者の損害）

第28条 ギャラリーを含む利用者以外の者が損害等の被害を受けた場合、立入り許可の有無にかかわらず、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。

### （非会員の債務の保証）

第29条 会員は、紹介した利用者がゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証して頂きます。

## 第6章 個人情報の取扱

### （個人情報の取扱）

第30条 当ゴルフ場は、ご予約時及びプレー当日に取得した個人情報につきましては、当ゴルフ場の個人情報保護方針に則り、安全に管理いたします。

### （個人情報の利用目的）

第31条 当ゴルフ場では、ご予約及びご利用頂いたお客様に対し、お客様の個人情報に基づいて、当ゴルフ場のイベント情報・営業案内・サービス向上のためのアンケート等を葉書、FAX、またはメール等でお送りする場合があります。

## 第7章 その他

(お願い)

第32条 次の事項について、ご協力をお願いいたします。

- (1) スタート時間の30分前までにはご来場下さい。
- (2) 必要以上の多額の金銭や貴重品は、極力持参されないようお願いいたします。
- (3) プレーはハーフラウンド2時間15分以内を目標をお願いいたします。
- (4) プレー中の喫煙はお断りします。喫煙は灰皿設置の場所をお願いいたします。
- (5) 円滑なプレーと危険防止を図るために、ローカルルールを設定しておりますのでご了承下さい。
- (6) プレーは、4人1組を原則としております。2人または3人でご予約の場合は、2人または1人が加わることをご了承下さい。
- (7) 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにするなど、他のプレーヤーに迷惑のかからないようにして下さい。
- (8) 服装については、当ゴルフ場の服装規定に従って、他のプレーヤーに不快感を与えないで下さい。

(紹介利用者に対する約款の周知)

第33条 会員は、紹介した利用者に対して、本約款の存在と内容をご了承頂くことにご協力をお願いいたします。

(改定)

第34条 本約款は、必要に応じ予告なく改定することがあります。

以上